

令和5年度第3回古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録
(要点筆記)

【会議の名称】

令和5年度第3回 古賀市上下水道事業経営等審議会

【開催日時】

令和5年8月28日(月) 10:00~11:30

【開催場所】

古賀市役所 第2庁舎5階 501~503 会議室

【傍聴者数】 0人

【出席者】

委員：木下委員(会長)、浦野委員(副会長)、西本委員、宮崎委員、中島委員、渋田委員、吉村委員
事務局：小山建設産業部長、足立上下水道課長、渋田参事補佐兼上水道係長、大砂総務・上水道管理係長、真崎下水道管理係長、三原下水道係長、松岡給排水係長、廣田業務主査、安武業務主査、向井業務主査、龍主任主事

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長あいさつ

会議の成立の及び資料の確認

- ・委員7名のうち7名の出席により、会議成立を報告
- ・本日の傍聴者は0名

3. 議事

(1) 古賀市水道事業の経営について

●総務・上水道管理係長：以下の資料に基づき説明

資料1「古賀市水道事業の経営について」

*令和4年度水道事業決算速報について

- ・年間有収水量は昨年度と比較し、30,000 m³減少した。給水戸数は増加しているが、個人の利用者や工場の節水意識の高まりにより減少したものと思われる。
- ・配水量全体に占める有収水量の割合である有収率は98.4%となり、昨年度より上昇している。配水した水が効率よく料金収入に結びついていると言える。供給単価と給水原価の差9.75円は、水の供給による1 m³当たりの利益を算出したものである。

- ・事業収入（3 ページ）に関しては、昨年度よりも給水収益や加入金収入が減少したことで全体として 700 万ほど減少している。
- ・事業費（4 ページ）に関しては、令和 3 年度は、取水井の除却による資産減耗費が大きかったが、令和 4 年度は大きく減少している。
また、支払利息も新たな起債がなく、償還が進んでいるため年々減少しており、費用合計は昨年度よりも減少している。
- ・令和 3 年度の当年度純利益は 4,800 万円程度であったが、令和 4 年度の当年度純利益は 1 億 2,400 万円ほどとなっている。

*水道料金について（改定案）

- ・水道事業は、算定期間とした令和 6 年度～令和 8 年度の期間では、収益的収支が黒字だが、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や管路更新にかかる費用を考えると、安易に料金値下げはできない状況である。
- ・適正な収入の確保とインボイス制度対応のため、水道料金の端数処理を 10 円未満の切り捨てから、1 円未満の切り捨てに改める。
また、月途中での水道の使用開始や中止の場合の日割りでの徴収に改める。
月途中の開始、中止については、現行の条例では 15 日以内、30 日以内、45 日以内…と 15 日単位で一律で計算しているが、実際に使用した日数で料金計算をしたいと考えている。
前回の改定で、基本料金を撤廃し、基本料金と従量料金の合計での料金となったため、使用料の少ない人にも公平性があり、現行の料金体系を維持したいと考える。
- ・5 ページ
令和 3 年度決算から令和 8 年度までの給水人口と有収水量の見通しを記載している。
水道事業は、第 10 期拡張事業が終了し、今後給水区域を広げる計画がないため、給水人口については人口減少に伴って横ばいか減少傾向となる見込み。
- ・有収水量についても、さらに使用者の節水意識や節水器具の普及により減少傾向となることが予想される。有収水量が減少となれば給水収益も減少する。
- ・前回の平成 30 年 10 月の料金改定では、基本料金と従量料金の区分を明確化し、多様な生活環境に合った料金負担とするため、従前の基本水量 16 m³を撤廃した。
基本水量撤廃により、小口利用者や節水意識の高い使用者の不公平感を解消した形となっている。
- ・古賀市は近隣市町の中では真ん中くらいの料金水準となっている。「供給単価」とは、有収水量 1 m³当たりの収入。「給水原価」は、有収水量 1 m³あたりにかかった費用である。供給単価を給水原価で割ったものが「料金回収率」である。100%を超えると、経営にかかった費用を料金収入で賄えている状態である。
令和 3 年度は、井戸除却により一時的に費用が大きくなったため、料金回収率は 100%を下回ったが、令和 4 年度速報では 100%を超えている。
- ・水道事業の収益的収支の見通しについて（8 ページ）、料金算定期間を令和 6 年度から令和 8 年度までとし、その期間の収益的収支の見込みについて、浄水場をダウンサイジングするか廃止するか未定のため、費用がかかるダウンサイジングをした場合で計算している。浄水場をダウンサイジングした場合、更新にかかる費用はほとんど起債することとなる。

令和7年度に起債し、起債の利息償還が令和8年度から発生する。そのため、支払利息が令和8年度から増加する。また、収入では、給水収益や加入金は年々減少傾向となる見込み。これにより、収益的収支は令和8年度から赤字に転落することが予想される。算定期間3カ年の合計で見ると1億4,200万円ほどの黒字となる見込みである。

- ・料金の算定は、総括原価方式を採用する。「総括原価」とは、営業費用と営業外費用の合計から手数料収入と長期前受金戻入分を差し引いた金額である。手数料収入としては、一般会計が負担することで、受託した消火栓工事に対する費用を収入で相殺している。

この算定方法では、算定期間3か年合計で700万ほど不足する状況が予想される。こちらは、内部留保資金を活用し、補填しながら浄水場のあり方が決定次第、料金について再度見直しをする必要がある。

〔質 疑〕

委 員：浄水場のダウンサイジングとは何か。

事 務 局：古賀市の浄水場が昭和49年に建設されて50年経過している。当時、大きな施設を建設したため、それを適正な規模に縮小し、再建設することをダウンサイジングと表現している。

事 務 局：当時16,600 m³の施設能力を有する浄水場を建設した。当時は、福岡地区水道企業団や北九州市からの受水を想定していない状態で、全ての水を古賀市で賄わなければいけないという経緯があった。結果として、現在、福岡地区水道企業団や北九州市から受水しており、実質的にそのような大きな施設は必要なくなった。現状の施設と同規模の施設を建てる必要がないため、施設の規模を小さくし、必要な水量を作るだけの施設を建てることをダウンサイジングと表現している。

委 員：ダウンサイジングの費用はどれくらいかかるのか。

事 務 局：約30億円かかる。

(2) 下水道使用料の料金算定について

●下水道管理係長：以下の資料に基づき説明

資料1「下水道使用料の料金算定について」

- ・現在、下水処理場が老朽化しており、更新方法を検討している段階で長期的な経費が算出しにくいことや、ウクライナ情勢等で、物価高騰が進んでいるが、この影響について長期的な予測がしづらいため、今回の料金改定については令和6年から8年の3年間の経費で算定をし、令和9年度以降については、また時期が近づいたら、料金について諮問をしたいと考えている。
- ・古賀市は、公共下水道事業と農業集落排水事業という2つの事業を行っているが、使用料を同額としたい。前回説明したように、農業集落排水について利益が出るように使用料を高く

設定すると、公共下水道事業と同額にならず、2～3倍の使用料になってしまう。農業集落排水事業で不足する経費の赤字分については、引き続き一般会計からの繰入れで賄いたいと考えている。

資本的収支の赤字分を賄うだけの料金を算定しなければ、資本的収支の方で赤字が出てしまい、結局資金がなくなるという状況になるため、資本的収支の赤字分までを確保できるような形で料金の算定をしたい。

- 水道料金と同じく、下水道使用料も10円未満を切り捨てる形で端数処理をしていた。今回から適正な収入を確保するため、1円未満の切り捨てに改めたい。また、月途中で、使用開始や使用中止をした場合、基本料金を月単位で徴収していたが、これを使用開始・中止日に合わせて日割りで徴収していきたい。

*下水道事業使用料の料金体系の見直し

- 2ページ

現在、下水道使用料は基本使用料の中に8^mの基本水量が含まれている。8^mに満たない使用者も8^mの使用者と同じ料金になるため、不公平感がある。国土交通省の報告書でも基本水量については廃止したほうが良いと示されており、水道事業については、すでに基本水量を廃止している。今回の料金改定で、基本水量を撤廃し、1～8^mの単価を新たに設定したいと考えている。

- 下水道事業では、「浴場汚水」として、単価40円を徴収している。「浴場汚水」とは、物価統制令により料金が低く抑えられている銭湯がここに該当する。スーパー銭湯などは該当しない。古賀市内では、この料金が適用されている一般公衆浴場はなく、全国的にも減少傾向にあることから、今回の料金改定では「公衆浴場」についての料金体系を削除する。

*公共下水道事業の汚水処理に係る経費の見直し

- 3ページ

下水道事業の汚水には雨水と汚水がある。雨水については、一般会計からの繰入金があり、下水道使用料から賄うべきは汚水の経費である。汚水に関する経費の見直し3ページの表である。物価高騰の影響により動力費（機械を動かすための燃料費）が高くなっている。また、薬品費、委託料も同様の理由から値上がり傾向にある。

また、施設の老朽化が進んでいるため、修繕費もある程度の増加を見込んでいる。令和6年から令和8年では、年間8億6,000万円～8億9,000万円くらい汚水処理に係る経費がかかる見込みである。

*公共下水道事業における補てん財源の不足額の見直し

- 4ページ

補てん財源の不足額の見直しについてだが、これは資本的収支でどれくらい赤字が出るかということを見込んだ数字である。まずは、次のページを見ていただきたい。

*資本的収支（公共下水道事業）

- 5ページ

前回の審議会でも説明した資料になるが、資本的収支の差額として表下部のとおり赤字が出ている。この赤字の原因は右側の表にある。企業債償還金は財源が少なく、資本的収支の赤字の原因になる。企業債償還金をしっかりと賄うだけの収益を収益的収支で出していかなければ

れば、お金が回らなくなる。

・6 ページ

令和4年度決算までに借り入れた金額を今後償還していくときに、償還元金がどれくらい不足するかについて簡単に計算したもの。今後、令和6～11年度に負担が増えていくことが予想される。

***企業債償還金と減価償却費との関係**

・7 ページ

なぜ資本的収支の赤字額が増えていくのかを説明する図となっている。

企業債償還元金は、収益的収支の減価償却費により資本的収支にお金を回し、それで返済していく。

借りた額と同額程度の減価償却費が盛り込まれている。毎年、同額を計上していれば、資本的収支の赤字分についてはあまり考慮しなくてもよいが、企業債の償還と減価償却費の間にはズレがある。そのズレの結果、資本的収支の赤字が減価償却費では賄えない時期が出てくる。その原因は、企業債償還というのは例えば、5億円を借入し、30年で償還するとする。30年かけて基本的に同額を払い続ける。ただし、その内訳として、最初のうちは利子が多いが、10年、20年と経過するに伴い内訳として利子が減っていき、元金が増えていく。一方で、耐用年数は固定資産によって異なり、管渠（いわゆる下水道の管）は50年、機械など短いものであれば、20年～10年となっている。仮に耐用年数を35年とすると、35年同額か収益的収支の費用に減価償却費として計上される。この減価償却費が、収益的収支から資本的収支の企業債償還の方に回される。最初のうちはほぼ一緒だが、徐々に償還元金が増えていくことで、資本的収支の赤字が増加する。一方で、償還が終わると、その後5年分は収益的収支から資本的収支に回すお金が増えるので、資本的収支の方にいわゆる補てん財源が蓄えられることになる。このようなズレが生じるので、資本的収支の赤字が減価償却費だけでは賄いきれないという状況が発生する。

・4 ページ

令和6～8年度までの借り入れも見込んで記載しているのがこの企業債償還元金である。それに対し、そこに当たる財源がいくつかある。それを引いた額が補てん財源で賄う償還元金となる。これを基本的には収益的収支の非資金仕訳である減価償却費などで賄っていく。収益的収支から回せる仕訳についてプラスであれば費用に計上され、マイナスであれば収益的収支の収入に計上される。結果、補てん財源不足額として、1億3,000万から1億7,000万というカタチで、資本的収支の赤字解消に不足が発生している。この分を使用料で賄っていかないと、令和6年度であれば約1億3,000万円の現金がマイナスとなる。そのため、この金額と汚水処理にかかる経費を併せた額を、使用料で賄っていかなければならない。

***下水道使用料で賄うべき経費の見込み**

・8 ページ

先ほどの汚水処理経費と資本的収支の不足額の合計と平均を示している。

令和4年度の下水道使用料を見た場合、約1.2倍に下水道使用料を引き上げなければ、経費を賄えないことが分かる。

***資本費平準化債の活用**

・ 9 ページ

このままでは、20%以上の値上げが必要となるため、これを抑制する方法として、資本費平準化債を活用する方法がある。

この資本費平準化債は、先ほど説明したように償還元金と減価償却費のズレが生じている場合、それを解消するために、償還元金を改めて借入して、減価償却費を借入金の元金の返済をそろえるための仕組み。これを活用して、料金を算定していければと思っている。ただし、償還元金を先送りにするが、実際には資本費平準化債の償還については、早ければ翌年から償還が始まったりするため、単純に図のようにならない。そのため、資本費平準化債を借入した場合、その元利償還金を今のうちから経費に見込むことで、未来に負担を先送りすることなく現世代から償還金の返済方法を確保することができると考えている。

***資本費平準化債を活用した場合の補てん財源の不足額**

・ 10 ページ

資本費平準化債を活用して、一時的な赤字を先延ばしにする場合の補てん財源不足額を算定している。借り入れにより、補てん財源不足額が減少するが、約 1,600 万円の元利償還金と利息が発生する。これは 30 年返済で算定したもの。その結果、約 39,000 万に資本的収支の赤字額を抑えることができる。汚水処理経費と補てん財源不足額を足した金額を、先ほどの資本費平準化債を活用していない場合と比較すると、約 10%の減額となる。

***古賀市の下水道使用料の内訳**

・ 11 ページ

下水道使用料の基本使用料と 1 m³当たりの使用料に対して単価の設定が必要となるが、その比率をどのように算定するかについて説明したものが下の表である。まずは、次のページを見ていただきたい。

・ 12 ページ

需要家費、固定費は基本使用料で賄うことが望ましいとされているが、下水道事業はほぼ固定費が占めている中、基本使用料で賄うのは難しい。自治体を対象とした調査によると、使用料収入額を基本使用料で 3 割、排出量に合わせた従量単価で 7 割となっている自治体が多い。

・ 11 ページ

実際に公共下水道事業の基本使用料と従量単価での使用料収入の割合を比較したところ、平均 31.5 : 68.5 となっており、大体 3 : 7 の割合になっているため、この割合を維持する。収納率の推移の平均は、97.7%になっており、下水道事業で賄うべき経費が約 92,400 万円であることから、収納率で割った約 4,500 万円を使用料として回収していく。その経費を 3:7 の割合で按分し、基本使用料で回収する経費を約 28,300 万円、従量使用料で回収する経費を約 66,200 万円とする。

***公共下水道事業処理区域内定住人口等の見通し**

・ 13 ページ

古賀市人口の見込みは、平成 30 年に公表された社会保障人権問題研究所の推計人口を基に算出。処理区域内人口は、古賀市人口の 0.85~0.86%で推移しているため、0.86 を掛けた数値で算出。処理区域内世帯数における一世帯あたりの人口は徐々に減少しており、処理区域

内人口の推移に合わせて算出している。節水意識や世帯内人数の減少により処理区域内世帯あたりの年間有収水量は減少傾向にあり、一番低い令和4年度数値をもとに算出した。

*基本使用料

・14 ページ

延契約件数とは一世帯が1年間(12ヶ月)基本使用料を払った場合を12とし、どれだけ基本使用料を支払った数があるかを示している。

平成31年度から令和2年度にかけては数字が大きく上昇しているため、令和2年度から令和4年度の延契約件数に対する世帯数の平均を用いて、延契約件数の見込みを算出。

3:7の割合で算出した基本使用料で回収する経費を平均見込み延契約件数で割ると1,108円となる。基本使用料を1,108円とする。

*従量使用料(8 m³以下)

・15 ページ

今まで8 m³に関しては、基本使用料の中に含まれていたが、今回、新たに料金の単価を設定する必要がある。令和4年度下水道使用料が約8億6,000万円であり、令和6年度~8年度で1年に下水道使用料で賄うべき経費の平均として9億4,500万円を算出。この経費が令和4年度に対して1.1倍となっているため、従前の基本使用料に1.1倍を掛け、これと基本使用料1,108円との差78円を8で割ると、1 m³あたり約10円となる。これを8 m³以下の単価としたい。

*従量使用料(8 m³より多い分)

・16 ページ

価格帯毎の有収水量見込の数値を示している。また、令和4年度の価格帯毎の使用料収入割合を算出している。この割合を令和6~8年度の負担割合として算出し、約6億6,200万円を按分して、各単価における負担額を算出。これを有収水量の見込みで割ることで単価を算出した。下部の表は、新使用料と旧使用料の単価比較である。

*汚水排出量別の料金比較

・17 ページ

資本費平準化債を活用した場合の料金単価における排出量別の負担増加率を算出したもの。

・18 ページ

資本費平準化債を活用しなかった場合の排出量別の負担増加率を示している。この場合、25%ほど料金を値上げしなければならない。資本費平準化債を活用することで値上げ率を低く抑えることができる。

*近隣他市町との下水道使用料の比較

・19 ページ

福岡市は大口利用者の単価が高く設定されており、今回算出した使用料と比べても高い。

*福岡県内市町との下水道使用料比較

・20 ページ

福岡県内市町の令和3年度の一般家庭で使われる1月当たり20 m³使用した場合の下水道使用料を比較したグラフに、今回資本費平準化債を活用して算出した古賀市の新料金を追加したものである。少し平均値を下回っているものの、ほぼ平均的なところになっている。

*古賀市における経営改善の方策

・ 21 ページ

料金収入だけに頼らず、他のことでも経営改善が必要。有収水量の確保や維持管理の効率化、汚泥のたい肥化などその他の収入の確保、また、水栓化率を向上させるような取り組みを今後も行いたいと考える。

〔質 疑〕

委 員：9 ページの資本費平準化債の図について、B の色の付け方が、平準化債に係る償還金と同じ色の付け方をしているが、イメージとしては、B も平準化債に係る償還金となるということでしょうか。

事 務 局：国が示している図を引用しているが、平準化債に係る償還金に対応する部分は、C の部分である。基本的に利子分に関しては、収益的収支の中で払うため、減価償却費の中には入っていない。元金にあたる部分が資本費平準化債の対象になる。

委 員：元金を次へ繋ぐイメージでこれは使われているということを理解した。

委 員：平準化債について、どのような負担増が出てくるのか。

事 務 局：国のイメージとしては、元金を移すだけというイメージがあるが、借入金には利息が発生する。また、30 年で償還が終わるから 30 年以降から資本費平準化債の償還を始めれば良いというものではない。理屈としてはこのような図になっているが、基本的に、借入したら、早ければその翌年から元金の償還が始まる。さらに、先送りしても 2 度、資本費平準化債の借入はできないため、10 ページに記載のとおり単年で約 1 億 1,000 万借入すると、500～600 万程度の返済を 30 年間続ける必要がある。先送りすればするほど、将来的に首が回らなくなる可能性がある。将来への負担を回避したいため、資本費平準化債の返済額を今回の料金算定に関する経費に盛り込んでいる。

委 員：資本費平準化債を使わずに返した方が得するという話だと思うが。

事 務 局：30 年利息を払い続けなければならないため、利息分がもったいないというのはある。ただ、すぐ返そうとすると約 25% の値上げが必要となる。さらに、今回は 3 年間で算定しているが、それ以降、令和 11 年にかけてさらに赤字額が増加していく見込みであるため、それを考慮して平準化債と料金改定を同時に行うことで、できるだけ料金改定の負担を抑えていきたいと考えている。

委 員：14 ページの下水道使用料については、家庭用と工場用では同じか。

事 務 局：同じである。

委員：大口の利用者、特に 1,000 トン以上の単価が福岡市と比べて半額程度になっている。この大口利用者について少し単価をあげるといふ考えはないのか。

事務局：それも検討した。しかし、単価を上げることで、大口利用者である企業が別の自治体に流れていく可能性がある。古賀市としては、大口の利用者を確保していかなければ、しっかりとした収入の確保が難しい。また、大口の利用者は数が少なく、単価を上げた場合、1つの企業に対する影響が大きいため、前回の料金負担割合をベースに単価を決めている。

委員：古賀市として工場の誘致は大事ということによいか。

事務局：ここの収入はしっかり確保していかなければならないので、大口利用者に過度な負担を求めれば、別のところに影響が出る。長い目で見ればこちらの方がプラスなのではないかと考える。

委員：逆に福岡市の方がこれだけ高い単価を設定している理由が分かれば教えてほしい。

事務局：私見になるが、一般の方向けの料金を安くしたいという市の方針と、福岡市ということで高く設定しても大丈夫だという自信があるのではないかと。

委員：事情はよく理解できた。もう少し大口利用者を高く設定しても良いのではないかと考えた。

委員：17 ページの単価表で、大口業者の負担割合が 1.11%から 1.09%に下がっている。福岡市とまでいかないとしても平等に負担してもらってよいのではないかと。大口の工場などの利用者は、利益を上げているのに対し、一般家庭は利益を上げるのではなく生活をしている。その方々の、負担率が逆転しているというのは、なんとなく市民感情からすると企業誘致は分かるが、同じくらいにできないのか。

事務局：大口利用者は高い単価だけではなく低い単価も使っている。30 円、40 円の単価を支払いつつ、水量に応じて高い単価まで負担をしている。低い単価を下げ、高い単価を値上げたとしても、高い単価を使用している業者数自体が少ないため、1円下げて1円上げればよいという話ではなく、1円下げても上に行くにつれて大きな金額を上げていかないとバランスが取れなくなる。負担割合で見ると大口利用者が小さくなっているが、負担額は大きくなっている。どちらが良いという訳ではないので、バランスを調整せず、算出結果をそのまま出した結果である。

委員：しかし、使用する設備等の費用も勘案して料金を算定していると思うので、受益者負

担が当然だと思う。大企業が大切なのも理解できるが、少し額が増えるからという観点だけで、大口利用者が使用する単価を抑えているというのは一般ユーザーからすると企業優先というか、理屈として 1.11%に合わせる事がそんなに不合理なことなのかと思ってしまう。

事務局：料金は積み上げ方式となっており、ある一定の水量を使っている人は、1 m³からの単価も当然支払いしている。また、使用料収入の多くの割合を占めているのは、大口利用者よりも少ない使用量単価の利用者である。

昔は、下水道の施設規模では限られた量しか処理できないため、大口の利用を規制するという目的で大口利用者の単価を高く設定していた。

現在、処理できる施設がある以上、市としては、しっかりと排出していただいた方が、使用料収入が上がる。大口利用の方に対し、高く設定することで、業者が市外に出ていくことや、古賀市を選んでもらえないというリスクもあるので、単価を高くするのは現状としては向かないと考える。

委員：積み上げ方式については理解している。私が言いたいのは、1 m³当たりの使用額がありこれまでの単価をベースに平準して 1.1%に合わせればいいのではと言っている。福岡市は古賀市と比べて大口単価が倍違うという話の中で、今回 1.09%という増加率にしているのはどうなのかと感じた。倍違うのに、そこを優遇していくということについて違和感がある。大口利用企業が値上げはやめてくれと言っていたり、値上げにより出て行ったりしても困るので、そこは考える必要はあると思うが、忖度してまでやる必要があるのか。

事務局：忖度しているつもりはない。これまでの価格帯をベースに料金の負担割合を変えて、負担額を求めている。また、利用料に応じて負担割合をなるべく変えないように設定している。今回は、割合として 0.1%のズレが生じているが、金額で見たところ、利用料が多くなると 1 m³に対し何万円という差が出るため、結果としてこのような設定にしている。

今回は、料金の設定上、月当たりの使用料が少ないほうが、1円に対して1%の割合が大きく、使用量が増えれば増えるほど、1%で10円、20円変わる。割合で見ると金額で見るとということもあるので、調整をせずに算出していった結果、500 m³~1000 m³の利用者で、1.09%程度の増加率になっている。

次回、負担割合をそろえて算出したものを提示しようと思うがどうか。

事務局：今回の意見を踏まえ、負担割合等を変えて作成したものを次回提示する。

会長：元々大口利用者の単価は高いため、その部分の微調整という意味で、0.1%程度の差が出ていると思う。使用料改定の総額に照準を合わせ、ある程度全体のバランスをとっている。それをどのよう設定していくかということだと考える。

委員：どちらか一方に合わせると、もう一方のつじつまが合わなくなってしまう。1.1%に合わせると、先ほど言っていた負担率が変わってしまう。大前提が、現状の負担率計算をして最終的にこうなりましたという単価設定だったと思うが、増加率を変えると負担率も変わるのではないか。

事務局：はい。単価が変われば、負担割合も変わる。どちらも提示して見てもらいたいと思う。

委員：大口水量の単価区分を増やすことはできるか。

事務局：区分を分けてもいいが、大口利用者自体が少ないので、ここで区切っても数社が区分に影響する程度になることもある。一般の利用者と大口の利用者との間でどのように折り合いつけていくかということだと思う。
また、企業も含めて節水が進んでいる中、全体的に少ない使用量にシフトしていくと考えている。

会長：では、次回、改めて負担率を変更したデータの提示をお願いしたい。

事務局：次回は、負担増加率を1.09%から1.11%に変更したものを提示する。両方を比べて会議内で議論していただきたい。料金を10%程度値上げするということはやむを得ない状況なのでご理解いただきたい。

4. その他

事務局

- ・報酬は9月27日までに支払う。
- ・第2回審議会会議録確認書を会議終了後に提出のこと。
- ・第4回審議会は10月2日 10:00～ 402会議室にて開催予定。
会議資料は、次回会議の1週間前までに送付する
- ・8月1日～7日の水の週間の啓発物品を委員に配布。